

過払金 破産債権届出の手順

はじめに

- 届出期限(平成27年12月11日(金)必着)は厳守してください。期限を過ぎた場合、破産手続に参加できなくなるおそれがあります。早めの届出をお願いいたします。
- なお、配当不参加(配当金の受取を希望しない)の場合には、届出は不要です(お電話等による御連絡も不要です)。**

日付記入

- 作成日欄に日付を記入してください。記入日の日付で結構です。

確認

- ①住所
- ②通知場所(書類送付先)
- ③氏名・フリガナ
- ④生年月日
- ⑤電話番号 FAX番号

間違いがあったら

破産債権届出書の右上の修正欄の該当する□にチェックを入れ、正しい情報を記入の上、押印欄に押印してください。

※FAX番号は無くてもかまいません。

※今後の書類送付について、通知場所以外で受取を希望する場合は修正欄の通知場所へ希望先を記入してください。

押印

- 押印欄にご本人、または代理人の印を押印してください。
- 認印で結構ですが(シャチハタ不可)、配当時まで使用できるものにしてください(配当時まで同一の印を押印いただく可能性があります)。

金額確認

- 記載された金額は、過去の取引履歴に基づき破産管財人が計算した過払金額です。
- この記載金額でよろしければ、この項目の修正は不要です。
- なお、印字された債権額の全額が支払われるということではありません。**
- 計算方法については、債権者の皆様に不利にならぬよう配慮いたしましたが(引直し計算の方法についてはQ&AのQ2をご参照ください)、もし違う金額だとお考えの場合は、下記【金額の修正をする場合】をご参照いただき、修正のうえ届け出てください。

【金額の修正をする場合】

- ①債権額欄の金額に二重線を引き、修正印(上記と同じ印鑑)を押して修正してください。これにより、あらかじめ記載された金額は無効となり、届出債権者が記入した金額が有効な届出金額となります。
なお、変更された届出金額の全額が認められるとは限りません。
- ②「債権の内容及び原因」欄の余白に、計算の方法など、どうしてその金額で届け出るのか理由を具体的に記載してください。書ききれない場合には適宜別紙に記載してください。
- ③届出金額の変更について、裏付け資料があれば同封してください。

控え

- 押印後の破産債権届出書のコピーをとって、控えを保管していただきますと、お問い合わせの際等に便利です。

委任状

- 代理人による届出の場合には、委任状原本を同封してください。
- ひな形は破産管財人執務室ホームページでもご案内しております。
- 債権者ご本人様により届け出る場合は、委任状は不要です。

返送

- 同封の返信用封筒に切手を貼付いただき(25gまで82円、50gまで92円)、**破産債権届出書及び振込送金依頼書**を郵送してください。
- 代理人による届出の場合には、破産債権届出書のほか、**委任状**も郵送してください。

記載方法がわからない、届出後に住所や名義変更があった場合は、下記の管財人執務室へお問い合わせください。なお、電話回線が混雑し、つながりにくくなる場合があります。

破産者 株式会社SFコーポレーション 破産管財人執務室

電話:03-5776-2150 FAX:03-3434-3305 受付時間:10時~16時まで(土日祝日を除く)

ホームページURL <http://sf-corp.jp>